

りますので、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

次に、北朝鮮による拉致問題についてお伺いしたいと思います。

先ほど言いましたように、この二十年間、一人も我が国としては日本人を取り戻すことができません。それどころか、今政府として認定している、警察庁も含めて認定している拉致被害者は八百九十名以上ですね。そのうち僅か五名しか帰国していない、八百八十五名以上がいまだに帰国できていない。

ずっと歴代政権では拉致問題というのは最重要課題と言つておりますが、ですけれども、この二十年間、北朝鮮の周辺国で、北朝鮮との首脳会談ができるいないのは我が国だけです。アメリカもやりました。もちろん、南北もやっています。中國、ロシアは当然です。そういった中で、やはり何か打開していくためには、様々、私は、この対話と圧力の中でも特にまだまだ圧力が我が国は足りてないと思っております。

そこでまずお伺いしたいのが、我が国と北朝鮮との間では、小泉訪朝を受けての平壤宣言、そして二〇一五年ですか、ストックホルム合意がありますが、現在、北朝鮮は拉致問題はもう解決済みと言つている上に、一方的に、ストックホルム合意でなされた北朝鮮側の調査を中止したり、あるいは特別調査委員会の解体、これも宣言して、今この合意はほごにされている状況です。これを放置しているというのは、やはり我が国として相当深刻な問題、この北朝鮮の不誠実な対応を怒ることなく、了解していると誤解されかねないと私は思っております。

そういう意味でも、政権として最重要課題として本気で取り組んでいくのであれば、まず、我々日本国としての怒りを北朝鮮にしつかりと伝えなきや、意思表示だと思っておりますので、そういう意味で、まずは平壤宣言とストックホルム合意、この無効を宣言していく、そういうた積極的な外交的な判断が必要だと思つております

が、外務大臣の御見解をお願いいたします。

○林國務大臣 二〇〇二年九月の日朝平壤宣言、これは日朝双方の首脳の議論の結果として、日朝関係の今後の在り方を記しました両首脳により署名された文書でございまして、現在に至るまで北朝鮮側も否定をしておらないわけでございます。

一方、二〇一四年五月のストックホルム合意でございますが、それまで拉致問題は解決済みとしていた北朝鮮との間で固く閉ざされていた交渉の扉を開き、北朝鮮に拉致被害者を始めとする日本人に関する全ての問題を解決する意思、これを表明させた点で有意義であったと考えております。我が国としては、引き続きストックホルム合意は有効であると考えております。

北朝鮮が、我が国がストックホルム合意の破棄を公言したことになると一方的に主張し、全てのことは累次にわたつて申し上げてきておるところでございます。

我が国としては、日朝平壤宣言において確認された事項が誠実に実行される、このことが何よりも重要であると考えております。このことは累次にわたつて申し上げてきておるところでございます。

日本人在に関する包括的調査を全面中止し、今委員会を開いて、家族会からも、拉致問題に関する全般の問題を解決する意思、これを表明させた点で有意義であったと考えております。我が国としては、引き続きストックホルム合意は有効であると考えております。

ております。

我が国としては百二十九団体、百二十個人に対して。核とミサイル、アメリカも日本も一緒にあります。しかし、我が国は九百人近く日本人が今拉致されている状況、それなのに、なぜか我が国の方が北朝鮮に対する制裁が緩やかになつて、生ぬるい状況になつてているというふうに思つております。

一方で、今後どういうふうに政府として考えているのか、ロードマップと、あと期限を示してほしいと、そういうふうに家族会からもリクエストが出ています。全く進展がないです。

さらには、先月、家族会からも、拉致問題に関して、もちろん日朝首脳会談を早期にやつてくれと、北朝鮮が、我が国がストックホルム合意を宣言した、これは極めて遺憾であります。このことは累次にわたつて申し上げてきておるところでございます。

そこにも全く応えられていない、政権としての最重要課題であるにもかかわらず、やはり、そういった意味でも、私は本当にまだまだ生ぬるいと思つております。だからこそ、今回、ロシアに対しては厳しい、ブーチン氏個人を含む資産凍結措置を講じております、家族も含めて。だけれども、なぜか北朝鮮に対しては余りにも緩過ぎると思つております。

そこでお伺いしたいのが、北朝鮮に対する外為法に基づく資産凍結措置の対象を、北朝鮮との密接な関係を有する個人、団体に拡大するべきだと考えておりますが、大臣の御見解をお願いいたします。教えてください。

○林國務大臣 北朝鮮に対しては、度重なる核実験や弾道ミサイル発射等を受けまして、安保理が国連憲章第七章の下で行動して、国連憲章第四十条に基づく措置を取ることで、累次の安保理決議が採択をされておりまして、特定品目の輸出入禁止や資金移転防止措置等、極めて厳しい措置が課されております。

置を取つておしまして、北朝鮮への人、物、金の流れを厳しく規制する措置、これを実施しております。

そして、四月一日でございますが、我が国の更なる対北朝鮮措置として、北朝鮮関連の安保理決議で禁止されている核・ミサイル開発に関与した四団体、九個人、これを外為法に基づく資産凍結等の対象として追加指定することにいたしました。

こうした状況を踏まえつつ、政府といたしましては、北朝鮮に対する対応について、拉致、核、ミサイルといった諸課題の包括的な解決に向けて何が最も効果的かという観点から不斷に検討しております。今後もしっかりと対応してまいりたいと思っております。

○太委員 アメリカと比べても、我が国はまだまだ及び腰だと思つておりますし、ぬるいでます。そういう意味では、大臣、これはまだまだ足りないです、本当に、そこを更に強化していくしかないことは、対話と圧力、やはりまだまだ思つております。だからこそ、今回、ロシアに対しては厳しい、ブーチン氏個人を含む資産凍結措置を講じております、家族も含めて。だけれども、なぜか北朝鮮に対しては余りにも緩過ぎると思つております。

そこでお伺いしたいのが、北朝鮮に対する外為法に基づく資産凍結措置の対象を、北朝鮮との密接な関係を有する個人、団体に拡大するべきだと考えておりますが、大臣の御見解をお願いいたします。教えてください。

○林國務大臣 まず、一般論として、これは北朝鮮の拉致被害者の奪還というわけではないです、それとは別ですが、我が国として、やはり国家意思が全く示されないと思つております。それを示すのが、北朝鮮に対して、核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画に関与した可能性のある団体と個人に対しても、我が国としては制裁措置を行つております。アメリカも同じように制裁措置を行つております。

この国連の措置に加えて、我が国自身の措置として、北朝鮮との全ての品目の輸出入禁止等の措

<p>て当然の責務であると考えており、政府としては、平素から、様々な状況を想定し、必要な準備、検討を行っているところです。</p> <p>その上で、御指摘のような在外邦人等の保護に関する点では、個別具体的に様々なケースがあり得ることに加え、自衛隊の具体的な能力は我が方の手のうちに関わるため、お答えを差し控えますが、いざれにしても、防衛省・自衛隊としては、在外邦人等保護措置を含め、必要な体制を取るとともに、各種訓練についても順次実施しているところであり、引き続き、関係省庁間で緊密な連携を保持しながら、在外邦人等の安全確保に万全を期していく所存でございます。</p>
<p>○太委員 分かりました。</p>
<p>これは、もちろん自衛隊法等あると思うのですが、政府のどういった規定の中でもういつた在外邦人の保護措置が取られているのか教えていただけますでしょうか。あと、政局としての国家安全保障の中でどのようにこのことが位置づけられているのか、あるいは位置づけられていないのかどうか。この点、もし教えていただけるのであれば、この点は事前通告していかつたのですが、可能な範囲でお答えください。</p>
<p>○町田政府参考人 お答えいたします。</p>
<p>○町田政府参考人 お答えいたしました。外において被害に遭った際に、その被害者を救出するのはまさに国としての責務だと思っております。先ほどお話をありました、冒頭で、北朝鮮に拉致された被害者を救出するのは我が国しかないとおっしゃっています。</p>
<p>これは仮定の話でできないかもしれません、朝鮮半島有事や現政権が崩壊して体制に変化が生じ、拉致被害者の位置情報など奪還のインテリジェンスが整った場合など、拉致被害者全員を救出できる機会が到来した際に自衛隊を活用できる体制、法整備を行うということは国家の責務であると思つておりますが、こういった在外邦人の救出、奪還作戦、拉致被害者を奪還するため、自衛隊を実行可能にするために必要な措置を講ずべきだと考えますが、この点に関しての御見解。</p>
<p>○町田政府参考人 お答えいたしました。自衛隊が在外邦人等の保護措置を行うに当たりましては、自衛隊法八十四条の三に規定がござります。</p>
<p>○太委員 ここで、実施するに当たっては、当該外国の権限ある当局が現に公共の安全と秩序の維持に当たつており、戦闘行為が行われるようなことがないと認められること、そして、当該外国の同意があること、そして、海外におられる邦人の命をどう守るかという点につきましては、国家によって極めて重要な課題でございます。</p>
<p>○船越政府参考人 お答え申し上げます。</p>
<p>御指摘のように、海外におられる邦人の命をどう守るかという点につきましては、国家によって極めて重要な課題でございます。</p>
<p>○太委員 では、現在の国家安全保障戦略の中に規定はないということで、そういう認識でいらっしゃるのでしょうか。特段そういう規定はないといふことですね。分かりました。もしお答えいただ</p>
<p>けるのであれば、教えていただけますか。</p> <p>○町田政府参考人 お答えいたします。</p> <p>大変申し訳ございません。ちょっとそここの部分、手元に資料がないもので、大変申し訳ございませんが、お答えを差し控えさせていただきます。申し訳ございません。</p>
<p>○太委員 失礼いたしました。ありがとうございます。</p>
<p>在外において被害に遭った際に、その被害者を救出するのはまさに国としての責務だと思っております。先ほどお話をありました、冒頭で、北朝鮮に拉致された被害者を救出するのは我が国しかないとおっしゃっています。</p> <p>これは仮定の話でできないかもしれません、朝鮮半島有事や現政権が崩壊して体制に変化が生じ、拉致被害者の位置情報など奪還のインテリジェンスが整った場合など、拉致被害者全員を救出できる機会が到来した際に自衛隊を活用できる体制、法整備を行うということは国家の責務であると思つておりますが、こういった在外邦人の救出、奪還作戦、拉致被害者を奪還するため、自衛隊を実行可能にするために必要な措置を講ずべきだと考えますが、この点に関しての御見解。</p>
<p>○太委員 お答え申し上げます。</p>
<p>私は、まさに国際法上、また国内法上いろいろ考えなきゃいけないと思っております。</p> <p>まず、国際法上は、海外における自国民保護について、自衛権の適用をうたっている国も幾つもあると思っております。そういった中で、領域国との同意を得られずとも動かざるを得ない、そういった局面は起り得ると思います。</p> <p>国際法上は、事態が切迫しており、ほかに手段がないなどの要件を満たせば、領域国との同意がない場合でも在外邦人を保護するために必要最小限度の武力を行使することは、諸外国において自衛権の行使として容認される場合がありますが、この点に関して、よろしくお願いいたします。</p> <p>○鯨政府参考人 御質問は、先ほども議論になりました自衛隊法第八十四条の三の在外邦人の救出等保護措置について、すなわち、緊急事態に際して在外邦人の生命又は身体に危害が加えられるおそれがあるケースについてのものと理解されますけれども、このようなケースにおいても、在外邦人の保護は、一般には領域国との同意を得て行うものであると考えております。</p> <p>これは、我が国と同じように、様々な海外での武力行使に関して制約が慎重であるドイツでは、非戦闘員退避活動に対応するのは、在外自国民の退避に関して、二〇一一年、防衛政策方針の中でも、ドイツ国民は、外国における直接の危険に対して、軍隊の出動によって、また国家の責任において、最大限にこれを救出し、又は退避させることができなければならぬというふうに明確に述べているんですね。これは、アメリカにしては、極めて例外的な場合には、また慎重に考えるべきことではありませんけれども、在外自国民を保護、救出するためには必要最小限度の実力を行使す</p>

ると。

これは国際法上いろいろと議論が分かれている、ということは承知しております。しかし、そういう形でアメリカは、一九七四年のカンボジア以降九回にわたって、二〇〇六年、レバノンでも行っていますね。ドイツも五回。ドイツは、一九九七年、アルバニアで自国民保護を行ったときに、実は、ドイツ国民は二十一名、外国人九十五名救出したんですが、その中に日本人も十四名含まれていたという中で、ドイツの軍人が三百二十三人このオペレーションに加わった中で、そういった活動を行つております。

そういう意味で、我が国としても、もちろん国際法上様々あります、あと国内法上もあるといふのは重々承知しておりますが、やはりここは国家としての、どう自國民を守つていくのか、そこをもう一度最優先して、私は、この他国の様々な例を学びながら、参考にしながら、拉致される少なからぬ八百九十名以上の方たちをどう取り戻していくかということに恵を出して乗り越えていかなければいけないと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それと関連しまして、これは拉致だけじゃなく、まさに朝鮮半島、台湾海峡有事においても、やはり今の日本の現行の法制下では邦人救出は不可能に近いという状況だと思っております。されども、本当にこれでいいんでしょうか。これは相当様々な形で、近い将来のこういった有事が懸念が高まっていく中で、様々シミュレーションが、例えば、それじや、台湾海峡で大規模な武力衝突が発生した場合、台湾での邦人保護には当該国の許可が必要だと思いますが、その場合は中国政府の同意を得る、同意が必要かどうか。もう様々これは国会でも聞かれてると思いますが、この点を教えてください。

○林國務大臣 海外に渡航、滞在する邦人の保護、これは外務省の最も重要な責務の一つでございまして、平素から、在外邦人の保護や退避が必

要となる様々な状況を想定し、必要な準備、検討を行つております。

有事における我が国の個々の対応について、個別具体的な国、地域名を挙げてつまびらかにする

ことは事柄の性質上差し控えますけれども、いざ

れにいたしましても、邦人の安全確保、これに万

全を期する考え方でございます。

○太委員 もちろん、これはなかなか厳しい問題で、簡単に答えられないとは思いますが、ですけれども、大臣、一番大事なのは、本当に有事の際にどう国民を守つていくのか、そういった意味で迅速に対応していただけるのかというのが一番の課題だと思つております。

○太委員 もちろん、これはなかなか厳しい問題で、簡単に答えられないとは思いますが、ですけれども、大臣、一番大事なのは、本当に有事の際にどう国民党を守つていくのか、そういった意味で迅速に対応していただけるのかというのが一番の課題だと思つております。

○太委員 もちろん、これはなかなか厳しい問題で、簡単に答えられないとは思いますが、ですけれども、大臣、一番大事なのは、本当に有事の際にどう国民党を守つていくのか、そういった意味で、また各種調査でも、八割から九割の国が今我が国の平和とか安全保障に対して不安を抱いているという状況です。そういう意味で、これは前回もお伺いしました。ですが、改めて私は、米国との核の傘、やはり我が国としては核なき世界というのをしっかりと掲げながら、ニュークリアシエアリングで、国内に核を配備していく、そんなことではなく、そこはしっかりと歯止めをかけながら、いかに今日米関係の中で米国拡大抑止を担保していくのか、そのことが重要だと思っておりまして、改めてお伺いしたいんですが、二〇一〇年以降、民主党政権時代以降にスタートした審議官級での日米拡大抑止協議、これを事務レベルから閣僚級に上げていただきたい。あえてこれは上げていただきたいと思ってるんですが、この点に関する大臣の御見解、再度お願ひいたします。

○太委員 もちろん、これはなかなか厳しい問題で、簡単に答えられないとは思いますが、ですけれども、大臣、一番大事なのは、本当に有事の際にどう国民党を守つていくのか、そういった意味で、これは前回もお伺いしました。ですが、改めて私は、米国との核の傘、やはり我が国としては核なき世界というのをしっかりと掲げながら、ニューカリアシエアリングで、国内に核を配備していく、そんなことではなく、そこはしっかりと歯止めをかけながら、いかに今日米関係の中で米国拡大抑止を担保していくのか、そのことが重要だと思っておりまして、改めてお伺いしたいんですが、二〇一〇年以降、民主党政権時代以降にスタートした審議官級での日米拡大抑止協議、これを事務レベルから閣僚級に上げていただきたい。あえてこれは上げていただきたいと思ってるんですが、この点に関する大臣の御見解、再度お願ひいたします。

○太委員 もちろん、これはなかなか厳しい問題で、簡単に答えられないとは思いますが、ですけれども、大臣、一番大事なのは、本当に有事の際にどう国民党を守つていくのか、そういった意味で、これは前回もお伺いしました。ですが、改めて私は、米国との核の傘、やはり我が国としては核なき世界というのをしっかりと掲げながら、ニューカリアシエアリングをやっているNATOでもこれを実現できていないと思っておりますが、ですけれども、NATOは、ニューカリア・プランニング・グループの中で、運用から計画、そして意思決定まで何とか米軍と一緒にやつています。

○太委員 もちろん、これはなかなか厳しい問題で、簡単に答えられないとは思いますが、ですけれども、大臣、一番大事なのは、本当に有事の際にどう国民党を守つていくのか、そういった意味で、これは前回もお伺いしました。ですが、改めて私は、米国との核の傘、やはり我が国としては核なき世界というのをしっかりと掲げながら、ニューカリアシエアリングをやっているNATOでもこれを実現できていないと思っておりますが、ですけれども、NATOは、ニューカリア・プランニング・グループの中で、運用から計画、そして意思決定まで何とか米軍と一緒にやつています。

○太委員 もちろん、これはなかなか厳しい問題で、簡単に答えられないとは思いますが、ですけれども、大臣、一番大事なのは、本当に有事の際にどう国民党を守つていくのか、そういった意味で、これは前回もお伺いしました。ですが、改めて私は、米国との核の傘、やはり我が国としては核なき世界というのをしっかりと掲げながら、ニューカリアシエアリングをやっているNATOでもこれを実現できていないと思っておりますが、ですけれども、NATOは、ニューカリア・プランニング・グループの中で、運用から計画、そして意思決定まで何とか米軍と一緒にやつています。

○太委員 もちろん、これはなかなか厳しい問題で、簡単に答えられないとは思いますが、ですけれども、大臣、一番大事なのは、本当に有事の際にどう国民党を守つていくのか、そういった意味で、これは前回もお伺いしました。ですが、改めて私は、米国との核の傘、やはり我が国としては核なき世界というのをしっかりと掲げながら、ニューカリアシエアリングをやっているNATOでもこれを実現できていないと思っておりますが、ですけれども、NATOは、ニューカリア・プランニング・グループの中で、運用から計画、そして意思決定まで何とか米軍と一緒にやつています。

